

議第14号議案

戦没者の遺骨を含む土砂は埋め立てに使用しないことを求める意見書

戦没者の遺骨を含む土砂は埋め立てに使用しないことを求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月14日

提出者 ふじみ野市議会議員

山田敏夫

賛成者 ふじみ野市議会議員

小高時男

塚越洋一

伊藤美枝子

鈴木啓太郎

ふじみ野市議会

議長 西 和彦様

戦没者の遺骨を含む土砂は埋め立てに使用しないことを求める意見書

第二次世界大戦末期の沖縄戦は、民間人が巻き込まれた凄惨な地上戦となり、多くの尊い命が失われました。沖縄県営平和祈念公園内にある平和の礎には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦等で亡くなられた24万1,632名の氏名が刻銘されています。その内、埼玉県出身者1,138名の氏名が刻銘されており、ふじみ野市を含め、県全域から戦地に赴いたことが推察されます。

また、沖縄戦において、糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、10万人余りが亡くなったと推計される苛烈な戦闘地域で、戦後76年が経過した今なお、戦没者の遺骨や遺留品等の収集、DNA鑑定による身元確定及び遺族への返還事業が続いています。

しかし、2020年9月に告示された辺野古新基地に係る設計変更承認申請書では、沖縄県内の土砂調達可能量の7割に相当する約3,160万立法メートルを未だ多くの遺骨が残る南部地域から採取できる内容となっています。

我が国の慰霊や追悼の習わしに鑑みると、遺骨や遺留品等を含んだ土砂を採取して、各種建設等に係る埋め立てに使用することは、戦没者及び遺族の尊厳を踏みにじる行為であり、非人道的な取り扱いとの誹りを免れません。

加えて、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律第3条第1項の国の責務で示す「戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。」という規定とも相容れません。

よって、国において、下記事項を守るよう強く求めます。

記

- 1 戦没者の遺骨や遺留品等を含む土砂は埋め立てに使用しないこと。
- 2 民間人が巻き込まれた沖縄戦の歴史をふまえ、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律及び基本的な計画の定めに従い、国が責任を持って遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

環境大臣

防衛大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）